

戸籍への氏名の振り仮名登録等業務に関する
プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

戸籍への氏名の振り仮名登録等業務

(2) 業務目的

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）の施行にあたり、戸籍への氏名の振り仮名を迅速・正確に記載かつ、職員負担の軽減に資するため、通知書作成・発送業務、コールセンター業務、届書窓口受付・マイナポータル案内業務、届出の受領及び確認業務等を効率的かつ効果的な業務執行体制を構築する。

(3) 履行場所

船橋市が指定する場所

(4) 業務内容

①通知書作成・発送業務

②コールセンター業務

③届書窓口受付・マイナポータル案内業務

④届書入力・スキャン業務

※業務内容については各仕様書を参照すること

(5) 履行期間

①通知書作成・発送業務

令和7年5月1日から令和8年5月31日まで

②コールセンター業務

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

③届書窓口受付・マイナポータル案内業務

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

④届書審査・入力・スキャン業務

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

2. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

当該業務は、日常において触れる機会が少ない「戸籍」に関して新たに始まる制度である。特に、コールセンター業務や届書窓口受付・マイナポータル案内業務については、問い合わせや接客が多発することが想定される。

このことから業務を効率的かつ効果的に行う必要があり、日々のコールセンター業務や届書窓口受付・マイナポータル案内業務を円滑に運営し、戸籍への振り仮名登録という目的を達成するためには、想定される状況において適切な対応を行える体制、専門的知識、経験を必要とすることから、プロポーザル方式により企画力、専門性及び業務実績等を総合的に評価した上で、本業務の目的を達成し得る最も適した事業者を選定するため。

3. プロポーザル方式の方法と理由

(1) プロポーザル方式の方法

公募型プロポーザル方式

(2) 理由

公告により参加事業者を広く募ることで、より適切な提案を受けることができるため

4. スケジュール

1	公募開始	令和6年12月18日(水)
2	質問票の提出締切	令和6年12月26日(木)
3	質問票に対する回答	令和7年1月7日(火)
4	参加申込書の提出締切	令和7年1月14日(火)
5	参加資格確認結果通知	令和7年1月16日(木)
6	提案書の提出締切	令和7年1月21日(火)
7	プレゼンテーション	令和7年2月4日(火)
8	審査結果通知	令和7年2月6日(木)

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の全てに該当する者とする。

- ①本市において業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- ③参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④直近5年間に於いて、地方自治体等にて同種又は類似業務の受注実績があること。
- ⑤情報マネジメントシステム認定センターによるISMS認証（ISMS-PIMS認証）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度によるプライバシーマーク認証を受けていること。

6. 参加申込方法

(1) 提出書類

- ①参加申込書（第1号様式）
- ②ISMS認証（ISMS-PIMS認証）されていることがわかるもの又はプライバシーマーク認証の写し
- ③企業概要が確認できる書類（パンフレット等）
- ④5. 参加資格④が確認できるもの（印影を塗りつぶした契約書の写し等）
- ⑤誓約書（第4号様式）

(2) 提出方法

持参とする。

※事前に来庁日時を事務局に連絡すること。

(3) 提出先

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所 1階 戸籍住民課

(4) 提出期限

令和7年1月14日(火) 17時まで

(5) 参加資格の確認結果通知

申込をした全ての者に対し、令和7年1月16日(木)に参加資格の確認結果を通知する。

7. 提案限度額

104,092,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

8. 評価方法及び評価基準

評価委員会が、提案金額等の提案内容を別紙「戸籍への氏名の振り仮名登録等業務提案者評価基準(以下「評価基準」という。)」により評価し、最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託候補者として選定する。

ただし、提案者が4者を超える場合は書類選考による一次審査を行い、一次審査の上位4者による二次審査(プレゼンテーション)を行う。

9. 質問及び回答

(1) 質問方法

①質問は質問票(第3号様式)に記載のうえ、電子メールで行うこと。

(宛先) koseki@city.funabashi.lg.jp

(件名) プロポーザルに関する質問について

②質問の受付期間は、令和6年12月26日(木)までとする。

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、令和7年1月7日(火)に市ウェブサイトに掲載する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

10. 提案方法

(1) 提出書類

次の書類を1冊に編冊し、12部提出すること。(正本1部、副本11部)

①提案書

※仕様書及び評価基準に基づいた構成とすること。

※様式は任意だが、サイズはA4とし、A3用紙を用いる場合は折り込んでサイズを合わせること。

※提案書を基に作成した資料をプロジェクターにて投影する場合、その資料も添付し提出すること。

②見積書

※正本1部のみ押印すること。

③実績一覧

※様式は任意だが、契約先、契約期間、契約内容の概要は必ず記載すること。

(2) 提出方法

持参とする。

※事前に来庁日時を事務局に連絡すること。

※提出書類の返却、差替え、再提出は一切できない。

(3) 提出先

船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市役所 1階 戸籍住民課

(4) 提出期限

令和7年1月21日(火) 17時まで

11. プレゼンテーション

提案者(一次審査が行われた場合は一次審査通過者)は提案書のプレゼンテーションを行うこと。説明資料の当日の差し替え、追加は認めない。

実施時間、実施場所等の詳細は、参加資格要件確認結果通知書(一次審査が行われた場合は一次選考結果通知)送付に合わせて、別途通知する。

(1) 出席者

4名以内とする。

(2) 実施方法

説明は事前に提出した提案書に基づき実施すること。

自前のパソコンを、プロジェクターを介してスクリーンに投影して説明することができる。

(3) 実施時間

1提案者あたりの持ち時間は25分以内とする。

持ち時間にはプレゼンテーション(15分程度)、ヒアリング(質疑応答)(5分程度)のほか、設営、撤去の時間を含める。

(4) 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。

上記以外の物品は、参加者の負担において用意すること。

(5) その他

提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。

ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、市の承諾を事前に得なければならない。

12. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、令和7年1月15日(水)17時までに、辞退届(第2号様式)を提出すること。

1 3. 結果通知

本プロポーザルの結果は、全ての提案者に対し個別に通知する。

審査の経緯及び内容については、いかなる問い合わせにも応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 4. 結果の公表事項及び方法

- (1) 本プロポーザルの結果の公表事項は、提案者名（提案者が2者の場合は受託候補者名のみ）、評価項目点数配分及び採点結果（大項目の点数及び合計点数）とし、受託候補者以外の提案者と採点結果は対応させない。
- (2) 公表は、市ウェブサイトで行う。

1 5. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- (6) 申し込みから契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合

1 6. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 受託候補者の特定後、市と受託候補者が協議のうえ、本業務の仕様書を確定し、受託候補者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 参加者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者を特定しないことがある。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る業務については、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における委託料の支払限度額を設定する。また、契約の締結は予算が発効したときとし、このことに伴い、参加業者及び受託候補者に損害が生じた場合にあっては、市はその損害を一切負担しない。

1 7. 事務局

船橋市 市民生活部 戸籍住民課
担当 北川・鈴木
電話番号 047-436-2264

FAX 047-436-2274

E-mail koseki@city.funabashi.lg.jp

附 則

(施行日)

1 この要領は、令和6年12月18日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和7年3月31日をもって、その効力を失う。